

千葉大学大学院専門法務研究科 教育課程編成・実施の方針

専門職学位課程（法科大学院の課程）

※全学方針も同様

「自由・自立の精神」を堅持するために

- ・「理論と実務の架橋」を重視し、高い学問的水準において法曹養成のための教育課程を編成し、提供する。
- ・法曹の専門領域における職業的倫理を涵養する。

「地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい」を持つために

- ・「理論と実務の架橋」を重視し、グローバルな視点や地域の視点から社会の持続的かつ包摂的發展に寄与しうる高度で専門的な知識と実務能力を修得させる教育課程を編成し、提供する。

「専門的な知識・技術・技能」を修得するために

- ・高度な専門性を必要とする職業を担うための法的知識の修得と能力育成ができる教育を提供する。

「高い問題解決能力」を育成するために

- ・専門職チームに参加し、専門的な問題解決能力を涵養する教育の機会を提供する。

「学修成果の厳格な評価」のために

- ・法曹養成のための中核的な教育機関たる法科大学院として、司法試験法が定める法曹養成の基本理念の実現を目指すべく、学年ごとに設定され一般公表される到達目標、及び、授業科目ごとに設定され事前にシラバスで公表される当該科目のねらい（目標）に照らし、その到達度を厳格かつ適正に測定することで成績評価を行う。
- ・具体的には、以下のような手法を用いて、当該各科目のねらい（目標）の到達度を厳格かつ適正に測定する。
 1. 講義科目のうち、必修の法律基本科目については、平常点・中間試験・期末試験による。
 2. その他の講義科目については、平常点・期末試験による。ただし、科目の特性により、期末試験ではなく、レポートによることもある。
 3. 演習・実習科目については、各科目の特性に応じて、平常点、レポート、コメント・ペーパー、リサーチ・ペーパー、起案演習答案などを併用する。